

令和8年4月7日

公益社団法人富山県医師会 御中

富山県厚生部医務課長

## 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援について（診療所）

平素より本県医療行政の推進に格別のご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

本県では、医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、賃上げ・物価上昇へ対応するための支援を、下記のとおり実施しています。

詳細は、県ホームページに掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願いします。

### 記

#### 1 対象となる医療機関等

診療所（医科・歯科、いずれも健康保険法（大正11年法律第70号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。）

※賃上げ支援分は令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ていること

#### 2 主な支援内容

	診療所（歯科・医科）	
	有床診療所	無床診療所
賃上げ支援分※ （上限額）	許可病床数×72千円 （許可病床数が2床以下の場合は1施設150千円）	1施設 150千円
物価支援分	許可病床数×13千円 （許可病床数が13床以下の場合は1施設170千円）	1施設 170千円

詳細は、県ホームページをご覧ください

<https://www.pref.toyama.jp/1204/kurashi/kenkou/iryuu/shienkin/080130tinagebukkashienkin.html>



#### 3 申請方法

県ホームページから電子申請をお願いします。

#### 4 申請受付期間

令和8年4月1日（水）～令和8年4月30日（木）

#### 5 問合せ先（※メールでのお問い合わせにご協力をお願いします。）

○医師・看護職員確保対策係（E-mail:[aimu@pref.toyama.lg.jp](mailto:aimu@pref.toyama.lg.jp)、TEL:076-444-3218）